AS_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

AT_{13} ＝ 0.0075

AT_{14} ＝ 0.0093

AT_{15} ＝ 0.0000

AT_{16} ＝ 0.0000

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0171

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU_n　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

$AV_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01014

イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01118

算式Ⅱ

$B \times \alpha \times 0.285$

AS_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債の同意等額のうち、老朽施設改築事業に係る同意等額に相当する額（特殊教育諸学校に係るものを除き、高等学校費における生徒数がない団体のみ適用する。）

AT_{11} ＝ 0.0041

AT_{12} ＝ 0.0074

AT_{13} ＝ 0.0108

AT_{14} ＝ 0.0093

AT_{15} ＝ 0.0000

AT_{16} ＝ 0.0000

AT_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AT_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AU_n　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

算式Ⅱ

$B \times \alpha \times 0.285$